

後豐後兩國大半御領地之節、彼御支配所に相成、所々に庄園を知行仕居候處に、阿蘇家衰微就亂世、暫時何之支配も無御座候、然處慶長十五年頃、肥後國大守加藤主計頭清正公より被召出先祖委細に被聞召上、先銘々持掛り、山知行無相違之旨被仰付候、然處清正公無程御逝去に而、御嫡肥後守忠廣公よりも同前に被仰出候、然處に忠廣公御國替に而、細川越中守忠興公、熊本へ御入城之節、右之段委細申上候處、別而此節より御懇意被仰付、夫より越中守綱利公迄、四代清正公より六代彼御支配に而、五人之地頭と被仰付、出仕にも御同座へ被召出、又は御自筆之御紙面も被下程之儀御座候處、聊之譯に付、彼御支配被差除、貞享二丑年より、天草御代官服部六左衛門様御支配に相成候節より、大庄屋段格に而、庄屋に被成下、御運上銀顚踏等も、此節より始而被仰付、尤村役人之儀は、苗字大小は前格之通御免被仰付候上、顚踏は其節御斷可申上處、其儀無御座、其後今井九右衛門様御支配之節、右御斷申上候處、御沙汰に及可被下との御事に、御座候節、御役替に付、其沙汰無御座、其後山木與左衛門様、竹村總左衛門様、小野朝之丞様、竹村太郎左衛門様、室七郎左衛門様迄、御代官六代享保五年迄、御支配請申候、右は松平主殿頭御預所、肥後國八代郡五ヶ庄以前巡見之節、書付差出由に而、村方に有之候舊記之寫、書面之通御座候、

子三月

松平主殿頭家來

川口長兵衛

御勘定所

〔西遊雜記〕^五ヶの庄の事を聞しに、奈須山と云より山道十三里といへども、幾里有事にや、道もなき嶮岨の山を數峯も越へ行事也、此邊の者にても、行し者は甚稀也、昔は色々の奇物も所持し、武器るいも有し所ながら、佐敷より小かしこき商人年々往來して、交易などして、よき物は取盡して、今は何もなしと云、家數凡百餘軒、五家の長あり、今は三家は緒方氏、二家はヲゴウ氏にて、平家の子孫と稱す、赤間ヶ關平家没落の節、通盛云、至ての僻地にて、粟稗も山中の人の食事に不足す